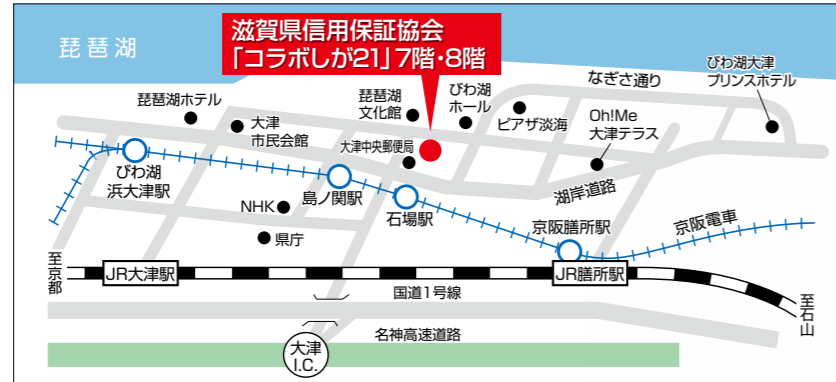


# プロパー協調融資 保証制度

滋賀県信用保証協会と金融機関との  
連携・協調により、  
中小企業の皆さまを支援します！



## アクセスの ご案内

JR琵琶湖線 大津駅より徒歩	約20分
京阪バス「商工会議所前」下車	約2分
膳所駅より徒歩	約15分
膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩	約4分

## お問い合わせ

### 滋賀県信用保証協会

担当部署：保証部 保証第1課・第2課

TEL: 077-511-1321/1322

FAX: 077-524-7030

<https://www.cgc-shiga.or.jp>

〒520-0806

大津市打出浜2-1 「コラボしが21」7階



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



アシストライン  
(プロパー協調融資保証制度)

リレーション  
(事業性評価保証制度)

# アシストライン(プロパー協調融資保証制度)

中小企業・小規模事業者の皆さまの事業の安定と発展をバックアップするため、金融機関と滋賀県信用保証協会との連携・協調により、より一層の支援を拡げます。

対象者	当協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、2期以上の決算を実施している法人および個人																															
資金用途	事業資金(借換可能)																															
保証限度額	2億8,000万円以内(申込額は10万円単位)																															
保証期間	15年以内(据置6ヶ月以内) ※プロパー融資期間は、協会付融資期間の原則2分の1以上とします。 ただし、一括返済の場合は同期間とします。																															
貸付形式	証書貸付または手形貸付																															
返済方法	分割返済または一括返済																															
担保・保証人	(担保) 必要に応じて (保証人) 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要																															
保証条件等	当協会付融資(既存の協会付融資の借換を伴う場合は、借換対象となる協会付融資残高を控除した額)の5割以上の金額をプロパー融資実行すること。																															
融資利率	金融機関所定																															
保証料率	<p style="text-align: right;">(単位：年率%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.05</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.25</td> <td>1.15 (注1)</td> <td>1.05</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。 ※個人の保証料割引は、正規の簿記の原則(複式簿記)により記帳をし、最高65万円(令和2年分以降は最高55万円(e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円))の青色申告特別控除の適用を受けている事業者に限ります。 注1)区分5の内、次の場合は保証料率1.15%となります。 ・個人で最高65万円(令和2年分以降は最高55万円(e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円))の青色申告特別控除の適用を受けていない方 ・同一の事業を営む複数の方であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方</p> <p style="text-align: right;">保証料計算については こちらから</p> 	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	法人	1.90	1.75	1.55	1.35	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	個人	1.90	1.75	1.55	1.25	1.15 (注1)	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																							
法人	1.90	1.75	1.55	1.35	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35																							
個人	1.90	1.75	1.55	1.25	1.15 (注1)	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35																						
その他	責任共有制度対象																															

# リレーション(事業性評価保証制度)

中小企業・小規模事業者の皆さまの事業内容や成長性を適切に評価し、金融機関と滋賀県信用保証協会との連携・協調により、さらなる事業の発展を支援します。

対象者	・当協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、2期以上の決算を実施している法人および個人 ・申込金融機関による事業性評価を受けられている方																				
資金用途	事業資金(借換可能)																				
保証限度額	2億8,000万円以内(申込額は10万円単位)																				
保証期間	15年以内(据置1年以内) ※プロパー融資期間は、協会付融資期間の原則2分の1以上とします。 ただし、一括返済の場合は同期間とします。																				
貸付形式	証書貸付または手形貸付																				
返済方法	分割返済または一括返済																				
担保・保証人	(担保) 必要に応じて (保証人) 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要																				
保証条件等	当協会付融資(既存の協会付融資の借換を伴う場合は、借換対象となる協会付融資残高を控除した額)の『3分の1以上(10万円未満の端数は10万円単位で切り上げ)』の金額をプロパー融資実行すること。																				
融資利率	金融機関所定																				
保証料率	<p style="text-align: right;">(単位：年率%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>1.80</td> <td>1.65</td> <td>1.45</td> <td>1.25</td> <td>1.05 (注1)</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。 注1)以下の方は、区分5(保証料率1.05%)となります。 ・個人で最高65万円(令和2年分以降は最高55万円(e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円))の青色申告特別控除の適用を受けていない方 ・同一の事業を営む複数の方であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方</p> <p style="text-align: right;">保証料計算については こちらから</p> 	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05 (注1)	0.90	0.70	0.50	0.35
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05 (注1)	0.90	0.70	0.50	0.35												
添付書類	事業性評価保証「リレーション」推薦書																				
その他	・貸付実行後、金融機関において保証先企業の決算書の提出を受け、事業把握を行っていただきます。 ・責任共有制度対象																				